

いわゆる「封建的危機」への対応：一六、七世紀における「メテーリ」創設の意味

湯村，武人

<https://doi.org/10.15017/4403444>

出版情報：経済学研究. 33 (5/6), pp.101-132, 1968-02-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



いわゆる「封建的危機」への対応

——一六、七世紀における「メテオリ」創設の意味——

湯 村 武 人

一

西ヨーロッパにおける近世の農村構造が、イギリス、フランス、ドイツにおいてそれぞれにきわめて特徴的な型を示していたことは、ルッチスキの研究以来、歴史家たちの間ではすでに常識化している事実であるといえよう。だが、それらの諸国における農業制度のこのように特徴的な型が、歴史上のいかなる時期に、いかなる事情から形成されたかという点になると、議論はかならずしも一致しない。高橋幸八郎氏の『近代社会成立史論』は、このきわめて困難な課題の解明を、すでに早くも昭和二二年という時点においてこころみたすぐれた研究書であった。しかもこの本は、当時としてはまことに卓越した内容をもっており、大塚久雄氏の『近代欧洲経済史序説』と並んで、戦後の日本における西洋経済史学界をリードした双璧と見なすことができる。

けれども、問題の時期を対象とする歴史的研究は、この頃はまだ当のフランスの歴史学界そのものにおいてきわめて遅れていたもので、その後において漸次にその研究が進められていくにつれて、その見解のいくつかが重大な修正を余儀なくされてきたとしても、いわば止むをえないことといえよう。とりわけ、この本における立論の重要な基礎をなしていたポール・ラヴォーのポワトゥ地方の研究^[1]に対してルイ・メルルの批判^[2]が公けにされて以来、その再検討はわれわれとしてはどうしても必要になってきた。

- (1) P. RAYEAU, *L'Agriculture et les classes paysannes : la transformation de la propriété dans le Haut-Poitou au XVI^e siècle*, 1926

- (2) L. MERLE, *La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine*, 1958

二

まず『近代社会成立史論』の問題の個所を紹介すると、いわゆる「封建的危機」への対応のフランス的形態として、高橋教授はそこで次のように規定されていた。

「領主は、危機中荒蕪に帰した農民保有地を占取した、が、全体として観れば、それを嘗ての保有農民の疑はしい帰還を空しく待つことなしに、それを新たな保有者農民に与へる事によって地代源泉を確保するためであり、その際、それを領主本領「直営地」に集結し、かくて世襲的農民保有地＝零細農民経営に代へるに、賦役労働或は賃銀労働による直接的地主経営を行ひ又は大規模借地農業を行はしめようとする領主側の主導的企図は見出されない。フランス莊園は、基本的に云って、精々中規模の領主本領地と小農民的経営地といふ旧来の習慣的規準に従って再建されたのである。これを農民の土地保有の側から見れば、農民は危機を通してその土地を『世襲財産』として保有することをやめなかった¹⁾」

右の引用文は、ペストによる人口の激減、百年戦争による荒廢などによってもたらされた一四世紀後半のいわゆる「封建的危機」の過程で、土地はその耕やし手を失ったが、フランスにおけるその再建は、基本的にいって、「精々中規模の領主本領地と小農民的経営地といふ旧来の習慣的規準」に従って行われたと述べている。ここにいう「小農民的経営

地」というのは、また貢納地保有 (la censive, tenure à cens) と称されるものであり、この土地保有制度下においては、保有農民は一定の額ないし量の貨幣ないし現場形態での貢納を支払うことを義務づけられるが、その保有地の下級所有権は殆んど完全に所有している。彼はそれを永代的に保有するだけでなく、売価の十二分の一に当る領内財産移転税を納めさえすれば処分の自由をさえも持っている。領主は、単に上級所有権の承認をしか意味しない純粹の承認料にすぎない「saisine権」^②をもっているにすぎない。いま、ギュー・フルカンの『中世末期におけるパリ地方の農村』^③によってこのサンス保有形態の法的発達をたどると、パリ附近ではそれは一四世紀の初期に著しい完成点に到達し、その輪郭は以後の諸世紀を通じてもはや変ることがなかった。曰く、

「それをうみ出した貸付契約は、保有者側に最も広い意味での『下級所有権』^④を与える。その従属性は、もはや領主の『上級所有権』^⑤の承認であるサンスの年々の支払いによって象徴されるだけである。そうして、領主のその上級所有権たるや、むしろその裁判権を行使することは引続いて行いが、移転税とsaisine料^⑥だけをしか徴収しない。」

そして、こうしたサンシヴ形態による再建方式は、百年戦争後のボルドウ地方に関するブートリッシュの研究^⑦によってもまた明かにされており、高橋教授のいわれるように、「基本的に云って」、当時のフランスを代表する農民的土地保有の形式であったとみることに誤りはないといえよう。

けれどもわれわれは、この時代にも地域によっては教授のいわゆる「大規模借地農業を行はしめようとする領主側の主導的企図」^⑧もまた存在しなかったわけでは決していないことを、この際敢えて指摘しておかねばならない。しかも、後で詳論するように、この事実はただ単に特殊地域における例外的存在として簡単に片付けることのできないだけの意味をもつが、ここでは差し当り、じつは高橋教授自身がすでに、その存在に気付いておられることを指摘しておかねばな

らない。すなわち教授が、ラヴォーに拠って、一六世紀は農民の土地の売買における資本介入の真の黎明期であったとした後、貴族領主の本領直営地と並んで、市民や商人が「それと類似の今一つの農地即ち平民的小作地 *métairie roturière* を、農民の土地の夥しい購買獲得によって幾つもの農民保有地を集合しつつ構成し始めた」と述べておられるのがそれである。

しかるに教授は、その際、ラヴォーがせっかく正当にも「幾つもの農民保有地を集合しつつ構成」され、貴族領主の本領直営地と並んで「それと類似の今一つの農地」と規定している *métairie roturière* を、単純に「平民的小作地」としか理解されないことによって重大な誤りをおかされた。なぜなら、メテリーとは、ラヴォーのいうように、「幾つもの農民保有地を集合して構成」(*constituer en réunissant ensemble plusieurs tenures*) れた「まとまりの農場であり、決して単なる「小作地」ではないからである。そして、教授が軽卒にもおかされたこの第一の誤りが、やがて第二に、もともと上ボトウだけを対象にしてまとめられたラヴォーの研究が当然にもっている筈の地域的限定性を忘れ、教授をしてそのいわゆる「平民的小作地」の創設を「十六世紀のフランスにおける普遍的現象」と理解せしめるという、第二の誤りを重ねさせることになる。

- (1) 『近代社会成立史論』、一二五頁
- (2) ドイツ語の *Gewere* に相当。後出参照。
- (3) Guy Fournier, *Les campagnes de la région parisienne à la fin du moyen âge*, 1964
- (4) 同上書、一七九頁
- (5) Robert Boutruche, *La crise d'une société, seigneurs et paysans de Bordelais pendant la Guerre de Cent Ans*, 1947
- (6) 『近代社会成立史論』、一四二頁

右に指摘したように、メテリとは決して単なる（平民的）「小作地」ではない。このことは、現在の西部フランスで一〇ヘクタールをこえる農場をメテリ、それ以下の農場をボルドリ（borderie）と呼ぶ習慣があることから推察されるが、われわれが当面問題にしている近世初期において、事柄は単なる農場規模の大小にのみかわるものではなかった。さらにまた、人々は今日、メテリという言葉をも分益小作農場を意味するものとして使用し、定期小作農場、すなわちフェルム（ferme）と区別しているが、当時はこのような使い方は行われていなかった。定期小作であると分益小作であることを問わず、同じようにメテリという言葉が用いられていた。高橋教授も認められているように、「十六世紀のfermierとmétayerとは、今日とは異なり、その経済的内容、社会的地位において極めて類似して」いたのだから、それも当然であろう。かくしてメルルは、メテリとは「一人のfermierないしmétayerによって経営され、その広さからみて沢山の家畜群、とりわけわめて立派な耕畜群を必要とするような、各種建物を具備した農場」と定義する。

彼はさらに、メテリの場合には一五ないし一〇〇ヘクタール、ないしはそれ以上もの面積をもっており、「多少とも広大な諸地片の集団から構成されており、これらの地片のすべてが相互に、まとも、合っている。建物はこの集合体の真中に孤立している」とも述べている。他方でボルドリは、その面積は二ないし一〇ヘクタールであり、その構成地片は、メテリとはちがって村落を中心にした村の耕地全域に散在している。そして、このメテリとボルドリとの組成比率は、メルルによると、平均して前者が村の土地の七五％、後者が二〇％という割合である。残り五％は水車場、宅地、道路など。たとえばポワトゥ地方のある教区（スコンディニイ教区、面積約三、七〇〇ヘクタール）を例にとって

その割合をみると、この教区の総面積の七六%、すなわち二、八〇〇ヘクタールが五四のメテリによって占められ、残り約七〇〇ヘクタールが最小は二ヘクタールから最大は一二ヘクタールの約一〇〇のボルドリによって占められている。そして、右の五四メテリのうち、三四メテリすなわち六三・六%が貴族、四メテリすなわち七・四%が僧侶、一六メテリすなわち二九・〇%がブルジョワないし商人に属しており、一般に貴族のメテリはブルジョワのそれより広大であった。なぜなら、貴族の所有する右の三四メテリの面積の合計は二、〇〇〇ヘクタールにも達していたからである。僧侶のそれは二〇〇ヘクタール、ブルジョワのそれは六〇〇ヘクタール。したがって、貴族メテリの平均規模は五八ヘクタール、僧侶のそれは五〇ヘクタール、ブルジョワのそれは三七ヘクタールとなる。他方でボルドリの場合は、その大部分がブルジョワないし商人の所有に属し、彼らはそれを、あるいは農民に貸付けたり、あるいは年雇を使って自作したりしていた。そして、このスコンディニ教区の例は、むしろそれを劃一的に他に適用することは慎しむべきではあるが、だいたいにおいて一般的である、ことにメテリとボルドリとの組成比率に関しては一般的である、とメルは述べている。

(1) 『近代社会成立史論』、一三五頁

(2) メル、前出書一〇二頁

(3) メル、前出書四〇頁

四

こうしたメテリは、いつ頃、いかなる社会階層によって創設されたか。とりわけ後の点、すなわち創設者の所属階

層に関して、メルルの見解はラヴォーのそれと根本的に対立している。

まずラヴォーの見解を述べれば、彼はそれをブルジョワ、とりわけ商人階層に帰する。すなわちラヴォーは、すでに高橋教授も引用されているように、「先づ貨幣の未曾有の豊富さ、次に十六世紀中穀物、家畜及びその他の土地生産物の価格のうちに生じた著しき且つ不斷の高騰」の結果として、商人たちは、莊園収入のうち、耕作農民および領主の取分のほかに第三者すなわち資本家の取分となりうる部分があることを知り、「貴族領主の本領直管地と並んで、それと類似の今一つの農地即ち平民的メテーリを、われわれが指摘することを止めなかったし、上ボワトウ地方全部の十六世紀の公証人記録を始めから終りまで例外なく一ぱいにしている夥しい農民地の購買獲得によって、多数の農民保有地を結集することによって構成し始めた」と述べている。

これに対してメルルは、ラヴォーの述べる多くの点、とりわけ中世末における極度の土地細分に関しては自分もまた彼の見解に組するが、「土地所有の再結果に関して（彼が）商人およびブルジョワジーに帰している役割に関しては、彼の見解に従うことはできない」とする。「われわれは、ラヴォーとは反対に、メテーリの構成は、その大部分が、そしてとりわけガティーン地方では、貴族階級の仕事であったと考えるべきである」とメルルはいう。あるメテーリが商人ないしブルジョワによって所有されているという事実から、そのメテーリが彼らによって創設されたという結論を直ちにひき出すことは許されない。ラヴォーは一六世紀におけるアメリカ銀の流入とその結果としての貨幣価値の低下に目をくらまされ、商人だけがこうしたメテーリを構成するのに必要な資本をもっていたと信じているが、「この有名なボワトウの博学者は、商人やブルジョワよりも以上に、貴族たちが同じ種類の投機に従事したことに注意を払わなかった。彼らのうちの若干がその所有するメテーリを売却することを余儀なくされたことは認めよう。だからといって、

それを買取った人々がその建設者であるという結論にはならない。そして、こうした売却が一六世紀の初めに行われたとすれば、それからひきだすことのできる唯一つの価値ある結論は、これらのメテ³ーリはそれに先立つ世紀にすでに形成されていたということである。」

そしてメルルは、そうした彼自身の見解を正当づける根拠として、この際重要なのは、土地結集者の社会的身分以上に、彼ら結集者をしてそのように行動せしめた動機と、その計画を遂行するために彼らが自由にすることができた手段であるという。

「むしろそこには金銭がある。けれども、富がすべてを決定するわけではない。さらにまた、貴族階級は、百年戦争の結果として、自分の中に沈潜して生きねばならぬほどに、換言すればその世襲地を売り渡さねばならぬほどに、それほど急激に貧乏になったわけではない。貴族たちはまだ自らを防衛するだけのものをもっていた。彼らが僅かをしか売り渡さず逆に多くを買入れたことを納得するには、一六世紀および一七世紀のポワトゥ地方を記録した諸帳簿を調べてみさえすればよい。むしろ、若干の貴族は戦争の過程で没落した。けれども、他の者は富裕になった。そのことは、他の地方におけると同様にポワトゥでもそうであったし、この州には、ポワトゥ貴族が中世末にまだ所有していた財産の大きさを証拠だてるものとして、一六世紀になってから近代化されたり再建されたりしたかなりの数の城が残っている。ラヴォーは、この地方についてあれほど綿密に研究したのに、公証人記録だけに頼って領主制文書の参照を怠ったために、彼が幸いにも発見した農地再結集の真実のメカニズムを理解しなかったように思われる。もしも彼がその参照を行っていたら、この再結集を最も行い易くする諸条件は《封》に結びついていていたことを理解したであろう。封の名義人はその支配領域内で行われる一切の取引に際してその封建的買戻権を行使することができる。封建的買戻権は、たとえそ

の行使が常に繰り返されたわけではないにしても、封地内のすべての土地に恒常的に掩いかぶさっている抵当権ではなかったか？その効力が表明されるには、それが実際に行使される必要はない。その脅威だけで充分である。かくして人々は、貴族階級こそはポワトゥ州のメーリーの偉大な建設者であつた理由を、よりよく理解するであろう。この州の、とりわけガティーン地方の封の大部分を所有することによって、この階級は、封の周囲に且つまたそれを結晶の手段として利用することによって、漸次に農民の土地を結集し、それを自分の直領地に合体させていった。」

だが、領主たちをしてこのようにメーリーの創設にとりかからせた理由は何か？メルルは、マルク・ブロックにしたがつて、その理由は、「政治的には依然として首長であり、軍事的司令官であり、裁判官であり、その家臣たちの生れながらの保護者でありながらも、経済的にはすでに経営主たることを止めて『地代取得者』化した領主たち」をおそつた、中世末期の「領主収入の危機」にあるという。たとえば、一五二一年と一五二二年の二年間について残されているラ・バール・プーヴローの領主家計簿を検討してみれば明かになるように、領主たちは受取るものよりも多くのものを支出している。領主収入は、

(イ) 《確実な、ないしは不変の》収入

(ロ) 《不確実な、ないしは変化しうる》収入

からなっており、前者はサンス保有農民の支払う貨幣サンスであり、後者は現物サンス分とメーリーからの収入とである。定額サンスは若干ドニエのサンスを年々支払うだけであり、それからの収入総計は年額一〇リーブル以下、正確には九リーブル・三ソル・五ドニエにすぎないのに反して、後者の収入は六三リーブル・一七ソル・一〇ドニエにも達している。しかも、現物サンスとして各保有農民の支払うものが二ないし三ボワソーの裸麦ないし燕麥であるにすぎない。

いのに反して、メテーリの分益小作農はそれぞれ一〇〇ボワソー以上の裸麦と燕麦とを城館に運びこむ。その上、この《変化しうる》収入六三リーブルの半分以上を占める三三リーブルは、メテーリで飼育されている家畜の販売からえられている。

かくして、「絶えず増大する支出をまかなう必要に迫られた封の所有者がその価値が貨幣価値の低下に自動的に調整する《変化しうる》収入の量を増加させるのに努力したことは容易に理解されよう。同様に、彼は、滑稽なまでに低い額に定められている《不変の》収入を《変化しうる》ものに変えることに努力したのである。この二つの配慮は、危機がより残酷に感じさせられていくにつれて、そしてまた、それが世紀の過程が進むにつれてますます加重されるだけであつただけに、それだけですす是非ないことであつた。」

「貴族階級は百年戦争の過程で没落したという一般的な見解に逆って、『昔時のフランスの農村貴族』(Gentilshommes campagnards de l'ancienne France)の著者は、反対に一六世紀の前半は農村貴族階級にとっての黄金時代であつたと見做している。その理由は、彼は一六世紀の最も目立った経済現象である貨幣価値の低下にきわめて相対的な重要性をしか認めないからである、むしろ、この価値低下は一般的な物価騰貴をもたらしたし、この物価騰貴は、もしも彼ら貴族階級がその財源を彼らの領主領からの固定的な収入、たとえばサンス保有農からの賦課だけに求めることを固執したなら、貴族たちをすっかり没落させていたであろう。けれども、これらの賦課のあるものは穀物で納めるように定められており、したがって相場の変動に応じて変化するということのほかに、(著者の)ヴェシエールは、きわめて明敏に、領主はその直領地内に、新しい価格水準にかなり急速に適応した額で貸付けることのできる土地を保存していたことに注意を喚起した。われわれの研究によってえられたものもこの著者のそれにきわめて近い結論なのである。

いやそれどころか、私の結論は彼の結論以上のものである。それというのも、貴族階級が従事した土地再結集の目的は、事実、その収入が貨幣価値の変動により一層容易に適合しうるようなこの直領地の面積を増大させることにほかならなかったからである。⁶⁾」

他方、農民のほうではなぜその保有地を手離したのか？その大部分の理由は彼らの困窮に求められる。たとえば、ラ・ソーヴァジェールの領主であるジャン・レジェが一五世紀末に二つのメテリを創設しているが、彼にその小さな世襲地を二〇ソルで売却した農民ベレット・ヴァルテルは、《彼が極めて困窮していた》時にこの領主から一〇ソルの前貸しをうけており、貧農コラ・カヴランも、同じ領主に二スウ・ツールノワのラントを三五ソルで譲ったとき、そのうち三〇ソルは《彼が極度に困窮していた》時に前貸しをうけていた。そして、とりわけ宗教戦争がポワトゥ農民に怖るべき被害を与えたが、そうした特別の危機の時代以外にも、「それは常に不確実な境遇の襲撃と永遠の闘争をおこなっているわがガティーン地方農民たちのごくありふれた運命であつたと考えることができる。⁷⁾」

いや、理由はそれだけではない。メルルはさらに、その所有地を領主に売却した後で引続いてその分益小作人となつたジャン・クレポーの例をあげる。「疑いもなく、彼もまたいくらかの負債をその購入者に負っていた。けれども、彼がこのようにその身分を変えたのは、新しい身分のほうが放棄したものより好ましい境遇であると考えたからではないだろうか。彼は、メテリを経営するほうが彼の保有地を経営するより生産的でありうると考えなかっただろうか。彼は、そうすることによって始めて、彼の世襲地の狭さが彼にそれまでは禁じていた家畜飼育に従事できるようになる、と考えなかっただろうか。人々は多分、現在としては満足せざるをえないこんな程度の確信ではなく、もっと確信をもつてこれらの質問に答えることができることを好むであろう。けれども、兎も角も人々は信じていることができる、もしも

貧困が農民保有地の譲渡の主要原因であるとしても、この原因は唯一の原因ではないし、メテールの魅力は、それが封の所有者に対して及ぼしたと同じように、保有農たちの上にも充分作用したと⁽⁸⁾。」

- (1) PAUL RAYEAT, *L'agriculture et les classes paysannes*, p. 291
- (2) メルル、前出書六四頁
- (3) メルル、前出書六六頁
- (4) メルル、前出書六六―六七頁
- (5) メルル、前出書六八頁
- (6) メルル、前出書六九頁
- (7) メルル、前出書七一頁
- (8) メルル、前出書七一頁

田

さて、このようにして創設されたメテールはどんな風に経営されていたか？史料の便宜上まず家畜の構成についてみると、シャティヨン・シュール・ツーエ教区の一メテール（約五〇ヘクタール）の一六六九年の貸付契約書によれば、大家畜二一頭、小家畜五九頭からなる合計八〇頭であり、グールジェ教区のあるメテール（約五〇ヘクタール）の一六七六年のそれによると、大家畜二二頭、小家畜八三頭からなる一〇四頭である。大家畜とは牛または馬、小家畜とは羊を意味する。そしてこの例は、メルルによれば平均規模のメテール（約五〇ヘクタール）の通常の家畜構成を代表する。普通それは、四ないし五対の牡牛、四ないし六頭の牝牛、一ないし二頭の牝種馬をふくみ、そのほかに四〇ないし八〇

頭の羊という構成である。しかもこの構成は、少くとも牛に関する限り、八〇ないし一〇〇ヘクタールのメテールの場合にも、あるいは逆にもつと小規模のメテールの場合にも、殆んど同じである。たとえば、一六八七年にアディリ教区のヴォー・メテール（一一二ヘクタール）には四対の牡牛、牝牛五頭、牝種馬二頭が数えられたし、ペイラット教区のフレジュー・メテール（一六ヘクタール）には、三対の牡牛、四頭の牝牛、牝種馬二頭がいた。このことは一見奇妙に思われるかも知れないが、この二つのメテールの土地組成、すなわち耕地と牧草地、荒蕪地の比率をみれば納得がいく。すなわちヴォー・メテールは総面積の半分近くがヒース地であるのに対して、フレジュー・メテールではすべての土地が耕作可能であり、牧草地は前者が総面積の一三％でしかないのに対して後者では二〇％近くを占めていた。結局、この大小二つのメテールの家畜構成上に著しい差異をもたらすのは羊であって、前者が一〇〇ないしそれ以上の頭数飼育をするのに対して、後者の飼育頭数は数頭でしかなかった。また、羊は別として、牛馬の飼育が役畜を中心としていたことは明白である。四ないし六対の牡牛が四才から八才と段階状をなす組合せで飼育されている。牝牛も四ないし五頭いるにはいるが、これは乳生産のためよりもむしろ繁殖用であり、役畜中心の原則をくづすものではない。

かくしてメルルは、ガティーン地方のメテールは、一六世紀以後一九世紀にいたるまで、家畜飼育よりもむしろ耕作を指向していたと結論する。「それに、一体どうすればそれ以外の風にありえたであろうか。その建設者たちが出来るだけ広い牧草地をそれに付属させるように気を配ったとしても、この地方にはまだ人工牧草地は導入されていないので、依然として牧草には貧弱にしか恵まれていなかった。人工牧草地の導入はやっと一八五〇年前後、ないしはそれより少しばかり早くしか行われない。この時期までは、家畜飼育、とりわけ牛の飼育は、ずっと耕作の付属物であった。」それにしても、四ないし六対もの牡牛がなぜ必要であるのか。メルルはこれをこの地方における農業技術の後進性、

とりわけ犁の性能の低さから説明する。「われわれの祖先の犁 (arreau) は辛うじて大地の表面の皮を剥ぐ程度である。したがって、そのように軽度の作業を行うのに三ないし四対もの牡牛に牽引させる必要は決してない。一對もあれば充分であろう。一体どんな必要があつて、ガティーン地方の農民は、それほど沢山の役畜群をそなえていたのか。そうした牡牛の代りに、なぜもっと利益のあがる立派な乳牛を飼わないのか。彼がそうしなかったのは、その犁を牽引するには二頭の牡牛で充分であることはわかつていたとしても、犁を引張らねばならぬ回数が多かったからである。ラヴォーは、正当にも、種子を播付けることができるような状態になるためには、土地は数え切れない位の回数の犁の《牽引》を蒙らねばならなかったことを力説した。その数は六回にものぼる。かくして人々は、それほど回数の多い耕耘がこのように多数の役畜を必要とした理由を納得できるだろう。わが地方のメテールの農具に関する記述を想い起せば、それらのメテールの大部分に四ないし六台もの犁、すなわち《versoux》ないし《arreaux》が数えられた理由が充分理解されるだろう。」

しかも、この頻繁な耕耘は決してその農業方法の集約的であることを意味しない。事実はその逆である。一八世紀の中期に編纂された『ポワトゥ地方における農業の記録』(Memoir sur le culture en Poitou) はいう、「牽引の力によつて地中にはいりこむこの道具は、耕耘するのではなく土壌を両側に弾ねるのであつて、その働きによつて作りだされる溝が水の貯り場になる。……それは雑草を根絶しない。それというのも、その犁刃は根を断ち切るための刃も齒も持っていないからである。縦横に九回耕やすのが習慣だが、こうした耕耘は雑草の根を蔓らせるための鋤き起しになるだけで、雑草の根はそのために榮になり、かえつて元氣よく成長することになる。羊齒やその他の自然生の植物が、穀物と同じ位に、いやそれより以上に元氣に生えている地面があるが、このことは、こんなに何回も耕やしても土壌を深

く鋤き起して雑草を根絶やしにできない証拠である。」

そのうえに、農民自身が誤った觀念から深耕を嫌っていたのだから始末におえない。彼らは、深耕は犁を傷めるだけでなく底土を地表に出し、その結果は《土地に刺絡を施す》ことになる³と惧れていた。要するに、ポワトゥ地方のメテリは、自給自足を基調としてきわめて遅れた農業方法に立脚する依然として古い型の経営であつたわけであり、近代性をまだほとんどおびるものではなかつたとみるべきであらう。

(1) メルル、前出書一四六頁

(2) メルル、前出書一二三頁

(3) 吉岡昭彦著『イギリス地主制の研究』は、「絶対王制確立期の農民層分解」について正當にも次のように述べている。

「当面の段階においては、前節で明らかにした如く、各農民経営は自給経営を基調としかつ共同体規制によつてその経営様式が著しく均等化されているため、商品経済の法則が作用しつつあるとはいへ、経営相互間における生産力の格差はなお僅少であり、したがつてまた、各経営の生産する商品の個別的価値と社会的価値の開差もまた僅少である点を指摘しうる。この点は、何よりも農民諸階層において、経営規模別に経営形態の差異がほとんど看取しえないという事態のうちに示されているといえよう。：したがつてこの場合、経営規模の分化はすでに相当進展しているにもかかわらず、(レーニンがその『ロシアにおける資本主義の發展』で示したような)、「農民の諸群は、たんに経営の規模によつてのみならず、その遂行の方法によつても區別される」、あるいは「貧農と富裕農民とにおいて経営の組織および方法における深い相違をみる」という事情はなお顕在化してゐない。」(一二三頁)

五

上ポワトゥ州のメテリについてのメルルの見解は、その著書の末尾にまとめられている一五項目の「結論」に要約
いわたる「封建的危機」への対応

される。

(1)、百年戦争の荒廃に続いた危機は、リーヴルの購買力の低下によって一六世紀に口火をつけられた危機と共に、ガティーン地方の貴族階級をして、その収入を維持ないし拡大することを目的に、大掛かりな土地寄せ集めを推進するようにしむけた。

(2)、この寄せ集めは、一般に封の周囲で、しばしばまた封建的買戻し権の行使によって、行われた。それは、その結果として、サンス保有農民たちの小規模の保有地を解消して、新規ではないにしても少くとも以前に較べると利用度の高い一つの農業経営、すなわちメテリをつくりあげた。メテリは、やがて、それが扶植された地方で地域の四分の三の面積を占めることになる。

(3)、この土地再結集は、一六世紀の全部と次の世紀の大部分の期間にわたって続行され、その間に、商人とブルジョワが、貴族によって始動せしめられた運動の拡大に参加することになる。

(4)、ガティーン地方の農業景観の原型を作り変えることによって、メテリは、この地方に深刻な変革をもたらした。囲墻の増加は、この地方に、今日なお保存されている、が然しそれ以前にはこの地方の知らなかった、ないしは少くとも同じ程度には知らなかったような、囲繞耕地的な性格を帯びさせた。

(5)、さらにまた、保有地の結集はきわめて多くの居住地点を消滅させ、多くの、かつては多数のカマドに満ちていた村落をメテリに変え、唯一つの家族しか住めないようにした。

(6)、保有地のメテリへの解消は、すでに中世において行われていた耕作方法にきわめて僅かな影響をしか及ばさな

かった。むろん、とりわけ葡萄園や、若干のヒース地や、若干の粗悪な森林を犠牲にして、耕地や穀物栽培がより拡張せしめられた。さらにまた、依然としてかなり狭隘な限界内に留まっていたが、家畜飼育が一層大きな飛躍を遂げたことは明白である。けれども、輪作方法はそれに応じるだけの变化をしなかったし、ガティーン地方は、旧制度末期になってもまだ、その住民を充分に養えるだけの食料を生産できなかった。

(7)、大規模メテールの増加は、土地領主と保有農民を結びつけていた諸紐帯を破摧した。これらの保有農民たちのある者は、身分を変えて、時代の不幸によって以前より不安定になった状態を改善する希望を抱いて、彼らの領主たちの分益小作農となった。

(8)、彼らに課せられた貸付契約の真に苛酷きわまる諸条項は、やがて、これらの分益農民たちを、彼らが貸付契約にもとづいて保有している農場の経営に必要な家畜を自分自身では調達できないような、単なる農業労働者にかえていった。それらの条項は、他の多くの点におけると同様に、この点で彼らを土地の所有者たちの思いのままになるように変えずにはおかなかった。

(9)、この三世紀間における分益小作農民の漸次的貧困化は、この社会的カテゴリーを、その不安定な状態こそがその身分を最も端的にあらわす特徴の一つであるような、真のプロレタリアートに変えていった。

(10)、そのうえに、きわめて多数の居住地点の消滅と、村落のメテールへの変容とは、ここに住んでいた住民たちの大部分をその住居から追い払うことになった。これらの《移住した人々》の運命は、今なお明確にすることが困難なままになっている。けれども、ポワトゥ州が一六世紀と一七世紀にきわめて苦しまねばならなかった貧民増加問題の起源の一つは、これらの居住地点の消滅ないし変容の中に求められねばならないように思える。

- (11)、中小の貴族階級の収入を増やすことによって、メテーリの創設は、ガティーン地方の農村貴族をその所有地に引留めつづけたように思える。確実なことは彼ら貴族はこの地方では一七八九年にもなお多数であったということである。
- (12)、分益小作制度の普及は一つの新しい社会タイプの出現をもたらした。すなわちフェルミエ・ゼネラルである。このフェルミエ・ゼネラルは、最もしばしばブルジョワないし商人、時として耕作者であり、分益小作農民と土地領主との間の仲介者の役割を果し、土地領主の傍にあって、しばしば銀行家の役割を演じた。
- (13)、フェルミエ・ゼネラルという職業は確かに危険を伴うが、同時にまた、豊かな収入をあげさせることができる。普通、フェルミエ・ゼネラルたちは盛大な事業を行っていた。彼らは、憲法制定議会によって命令された諸改革を拍手喝采をもって迎えているし、国有財産売却の主要な利益享受人と新しい制度の最も堅固な支持者となるであろう。
- (14)、真の農業プロレタリアートが形成される原因となった分益農制度のこの同じ普及が、この地方がきわめて長期にわたって沈み続けていた停滞の大部分の理由を説明する。人々は、このように不安定な、彼らに押しつけられている規約の範囲内でしかそうでありえないような耕作者たちに何を期待できるというのか。僅かばかりの速効的な改善と、もっと僅かの、その成功のために人々の不撓不屈の労働と多くの時間の犠牲とを必要とするような改革。
- (15)、胸を締めつけられるような土地収入の危機の問題に対して、中世末期には、おそらく、それ以外の如何なる解決法もありえなかったであろう。けれども、選ばれた解決法は、おそらくは最初に設定されていた目的をのりこえることによって、この地方の農業制度のこれほど根本的な変革に対してそれがおそらく期待していたと思われる繁栄を、ガティーン地方にもたらしはしなかった、と結論できるように思える。

六

モニック・シモン・ブイヨの研究¹⁾の示す、セーヌ河上流地域に位置するブルゴーニュ州シャティヨン南部地方のメテリーの状態もまた、われわれの参考になる。史料の都合上、事例は修道院所有のメテリーに限られるが、まずその規模についてみると、小さなものではセーヌ河に臨む丘の上に位置するシャルモワ・メテリーの約一三ヘクタール（耕地一二・五七ヘクタール、牧草地約半ヘクタール）という例もあるが、七五・四二ヘクタールをもつギボ・メテリーのような大規模なものもある。後者は、一五九八年の創設当時には六〇アルバン（約二五ヘクタール）でしかなかったが、一六〇五年になって一二〇アルバンが追加され、合計一八〇アルバンの右のような規模になったのである。さらに、時代を下り一七世紀の後半になると、確実に一〇〇ヘクタールはあったと認められるマスール・メテリーのような例もある。けれども、こうしたものは例外であって、「シャティヨン地方のメテリーは、最も一般的には三〇ないし六〇ヘクタールであり、これが平均規模であり、その四分の三が耕地である²⁾」。

メテリーの土地組成としては、右によって明かなように耕地が最も広い面積を占めているが、この耕地は、それぞれに異った名称のついた多数の地片から構成されている。「これらの名称は一六世紀におこなわれた大規模の土地再結集運動の過程で寄せ集められた旧農民保有地の名称である。最近創設されたメテリーの場合には、開墾された森の隅々の呼び名に由来している。これらの地片は、しばしば垣で囲まれており、小作人はその垣の手入れを毎年行わねばならない。生垣、すなわち同じ高さで厚みに截り揃えられた小灌木の場合が最もしばしばであり、飲いたところはもつれあった枯枝で塞がれている。……景觀はかくして圍繞耕地の様相を呈する。これらの耕地は一般に一まとまりになっている

る。³⁾

それぞれのメテーリにはまた自然牧草地が付属しており、そのために、メテーリは常に水からあまり遠くは離れていない場所に位置している。その牧草地の面積はどの位であったか。著者は、一六〇三年に合計一二五ヘクタールの耕地をもっていたメーゾン・ブランシュ、ラ・モット、ラ・モンターニュの三つのメテーリが、一六一一年に合計四〇ヘクタールの牧草地をもっていたという記録から、この場合、牧草地はメテーリの総面積の四分の一であったと結論している。ただし、われわれがすでにポワトウの場合について知っているように、ここブルゴーニュでもまた、メテーリの飼育する役畜数は農場規模の大小にかかわらず殆んど同じであったことに注目すべきである。ただ、ポワトウの場合には四ないし五対の牡牛、四ないし五頭の牝牛、一ないし二頭の牝種馬、四〇ないし八〇頭の羊というのがその平均的な家畜構成であったのに対して、二対の牡牛、一頭の牝牛、一頭の牝馬、三〇頭の羊および仔羊というのがシャティヨン地方の最も普通の家畜構成である。⁴⁾

次にメテーリ創設の動機についてみれば、シモン・ブイヨの見解はメルルのそれに全く一致する。曰く、「それぞれの貸付契約は修道僧たちの会議によってきまった決定の結果である。史料の最初の諸頁がそのことを示しており、問題の土地を貸付ける理由を明かにしている。時には農民の側からの希望によることもある。……けれども、修道僧側の発意だけが原因であることが最も一般的である。彼らは、これこれの地域が修道院の収入をますために開墾されるべきであると決定する。事実、史料は修道院の教会の多くの破産を語り、戦争によって惹きおこされた荒廃を暗示している。……戦争の結果、修道僧たちは、以前の状態と比較して、確かに破壊に伴う不如意を惹いていた。けれどもまた、かなり僅かな金銭でのサンスを代償に中世以来貸付けられてきた土地からもたらされる収入の固定性と対照的な、食料

品価格の高騰に困っていた。分益小作のほうがずっとずっと確実により多くの収入をもたらす」。

- (1) Montaue Smont-Boutlor, La métairie et le métyer dans le sud du Châtillonnais du XVI^e au XVIII^e siècle, (Annales de Bourgogne, tome XXXIV, année 1962)
- (2) シモン・ブイヨ、前出論文二二五頁
- (3) シモン・ブイヨ、前出論文二二五頁
- (4) シモン・ブイヨ、前出論文二二一頁
- (5) シモン・ブイヨ、前出論文二二〇頁

七

以上にみるように、ボワトウ州に関するメルルの見解も、ブルゴーニュ州に関するシモン・ブイヨの見解も、まず第一にメテーリの創設者は商人やブルジョワではなくて貴族ないし修道院であったとみる点で、第二にメテーリとは従のサンス保有に代る新しい分益小作方式による単なる「小作地」ではなく、新しく一まとまりに結集された大農場であったとする点で、一致してラヴォーないし高橋教授の見解とは異っている。尤も、後の点については、メルル自身が自己の見解を部分的には修正する次のような記述を行っていることを指摘しておかねばならない。すなわち彼が、「ガテイーン地方のメテーリはラ・ブレーン地方のそれとは違って、一般に一まとまりになっており、《相互に一体となっている》ことを定則としていた」、と述べていることに注目すべきである。すなわち彼は、逆に云えば、同じボワトウ州でもラ・ブレーン地方のメテーリの場合には右の集団性を欠いていたと認めているわけである。

ここにいわゆるラ・ブレーン地方 (la Plaine) とは、フォントナーを中心にして広がっている平原地方の呼び名で

あるが、メルルの研究はガティーン高地、すなわちブルターニュ半島からロワール河谷をこえてこの州に伸びるアルモリカン山塊の一部をなす丘陵部を対象としている。そしてわれわれは、ここで、あのマルク・ブロックもまた、中世末期の土地再結集に関してその地域的な差異を次のように指摘していたことを想起する。

「巨大な村落が支配的であるところでは、領域はあまりに広く、占有者の数はあまりに多かったので、ただ一人の主人がそうした多数の経営者にとって代ることはできなかった。逆に、集落がはるかに小さく、土地所有の細分もそれほど顕著ではない中部およびおそらくはブルターニュの圍繞耕地地方、開墾者が小部落にかたまっていたあたらしい開墾地帯においては、一人の幸運な土地所有者が、村域全部を少しづつ独占することも不可能ではなかった。リムーザンのモンモリヨン地方、モンベリアールの丘陵地方では、この時以後、昔の一擲りの家々に代って、大農場が、自分の周りに耕地を集めて孤立するのがみられた。旧制度下にブルジョワジーおよび貴族によって達成された土地再結集の事は、その結果として分散居住の新しい発達をもたらした。」

再びメルルに戻ると、彼はポワトゥ州の前記二つの地方の農業状態に関して次のように述べている。

「排水の不十分な、石灰質を飲いた——石灰の使用は一九世紀にならないと導入されない——不毛の土地であるガティーン地方は、昔は裸麦、燕麦、および黒麦ないしソバだけしか産しなかった。小麦と大麦は、隣りの諸平原では穀物畑の基本をなしていたというのに、ここでは全く知られていなかった。もしも人々が、教区毎に、ないしはもっと適切にメテリ毎に、あるいは農場の賃賃価格の基準として、あるいはラントの支払いや十分の一税徴収者に義務づけられている賦課の支払い用として示されている《麦》が何麦であるかに注意するなら、きわめて容易に小麦の領域と裸麦の領域を、そして同時にラ・プレーン地方とガティーン地方とを分つ境界線を、明確に劃定することができる。」

シモン・ブイヨの取上げているシャティヨン地方もまた、きわめて遅れた農業地帯であったことが想起される。そこでは、たとえば農具についてみても大部分が木製であり、きわめて貧弱である⁽⁴⁾。穀物の単位面積当り収穫高は低く、精々播種量の四ないし五倍にすぎない。したがって、農民は「売るための過剰分をもっていない。都市にむけてのメーリの商業は零である⁽⁵⁾」。

このようにみてくれば、メテーリの創設が封建的買戻権を利用して行われたとするメルルの指摘の意義が再び大きく浮び上ってくる筈である。なぜなら、野田良之著『フランス法概論』によれば、封建的買戻権とは、もともと家士がその封を他に譲渡しようとする時、「主君は新取得者が気に入らない時はこれに対価を支払って追奪することを得た」権利であり、サンス保有地に対する領主の買戻しを認めた慣習は稀であるからである。たとえば、前にみたギュー・フルカンのパリ地方の研究によれば、そこでのサンス保有形態はすでに一四世紀初めに完成点に達し、以後の諸世紀を通じてもはや変ることがなかった。ここでは、農民側は《下級所有権^{ドメイン・ユナイター}》をもっており、その従属性は領主の《上級所有権^{ドメイン・エナター}》の承認としてのサンスの支払いに象徴されるにすぎない。保有権の移転に際しては領主支配の承認としての《saisine》料と領内財産移転税が徴収されるだけである。かくしてわれわれは、メルルの示すポワトゥの事例と、シモン・ブイヨの示すブルゴーニュの事例とは、フランスのとりわけ後進的な地域にのみ限定される動きであったと理解すべきであろう。それは決してフランスの全領域に同じように適用されうる動きではなかったのである。

(1) メルル、前出書七三頁

(2) Marc Bloch, Les caractères originaux de l'histoire rurale française, nouvelle édition, p. 144, (邦訳書一九四頁)

(3) メルル、前出書二五頁

いわゆる「封建的危機」への対応

第三十三卷 第五・六合併号

一一三

- (4) シモン・ブイヨ、前出論文三三〇頁
(5) シモン・ブイヨ、前出論文三三四頁

八

一六、七世紀のフランスにおける右のメテーリの創設は、これを同じ時代のイギリスに求めれば有名なエンクロージャ運動がそれに相当すると思われる。そして、このイギリスにおけるエンクロージャの担い手が、少くとも一五四〇年以前の段階では領主権の所有者であったことは今日では明かにされている。「すなわち貴族とデントルマンとが最大のインクロウジャ施行者であった。特にデントルマン層はこの経済的変移の指導者たちを生んだ社会的グループとして目立っている。」⁽¹⁾そして、おそらくその原因として重視されねばならぬことは、イギリスの質借保有農は「質借条件の範囲内だけでしか保有地について権利をもたなかったから、領主の圧力を受けやすかった」⁽²⁾からと思われる。そうだとすれば、イギリスにおけるあのエンクロージャの盛行とフランスにおけるメテーリ創設のこの限定性を解き明かす重要な鍵の一つが、土地保有権をめぐるイギリスとフランスとにおける差異、領主農民関係の両国におけるそれぞれに特殊な発達に求められねばならぬことが明かになる。さきに私は、きわめて早期的に強力な中央集権国家をきづきあげたイギリスの王権とはちがって、フランスの中世・王権は、周囲にきわめて強大な諸領那をもち、実質的にはパリを中心とする一封建領主として出発せざるをえなかった事情を述べ、そのゆえにもたらされる妥協の政策が、近世以後におけるフランスの農村構造をイギリスのそれとは異ったものにしたという見解を明かにした。⁽³⁾

いまここで再びその主張を繰り返す余裕はないが、きわめて簡単にその要旨を述べれば、すでに早くも一二世紀末にそ

の基礎を固めたイギリスのコモン・ローは、自由保有に対しては国王裁判所の保障を与えたが農奴的土地保有に対する法的な権利を否認した。《農奴は、国王裁判所で認められる権利をもたない。したがって農奴の保有する土地に対する権利は自由保有権は領主に帰せられる》、というのがコモン・ロー法曹の論理である。

むろん、農奴的保有者の激しくかつ執拗な闘いは、イギリスにおいても漸次にその地位を向上させる。やがて彼らは、あるいは慣習保有農 (customary tenant) と呼ばれ、あるいは贍本保有農 (copyholder) と呼ばれるものに転化し、少なからざるマナーで慣習によって保有権の譲渡性と世襲性を取得する。しかし、そうしたマナー慣習法の次元での変化は決してコモン・ローの理論には反映せず、一四世紀末のイギリスでは、国王裁判所の行う法はコモン・ローとマナー裁判所の行う法はマナーの慣習法との対立が顕著であった。二つの法規範体系は融和しえないものとして対立し続ける。そして、この対立が打ち破られるためには、大法官府裁判所、請願裁判所、枢密院などの特別裁判所の関与をまたねばならず、絶対王政の小農保護政策によらねばならない。しかも、絶対主義国家権力による贍本保有権のこうした近代化は、その利益に均霑しうる者は贍本保有権者の中でも比較的に社会的地位の高い者に限られ、他のより多くの部分の者はかえってますます劣悪な地位におとされる。それはイギリスにおける農民層の両極分解をいよいよ促進する形でしか行われない。

他方でフランスのカペー王朝は、イギリスにおける場合とはちがって、慣習法の尊重を余儀なくされたところにその特徴が認められる。慣習法は、初めはそれぞれの荘園毎に作られていたが、一二世紀頃から次第にそれらの荘園慣習法の接近がみられ、二三世紀ともなると、いくつかの相当広大な地域にわたる地方慣習法の成立がもたらされる。たとえばパリを中心としたイル・ド・フランスの慣習法、シャンパーニュの慣習法、ノルマンディの慣習法等々。そしてとり

わけルイ九世（聖ルイ、一二二六—一二七〇）治下にはそれらの地方慣習法の編纂事業が進められ、それらの成文化された慣習法を基礎に封建法の完成が行われる。かくしてわれわれは、慣習法の尊重という点に、イギリスとは違ったフランス中世社会の特徴を認めることができる。プチ・デュタイリスのいうように、「イギリスにおける王室裁判の特徴は、それが地方慣習法をあまり考慮しなかった点」にあるのと対照的である。

このように中世のイギリスとフランスとがその法的構造を異にしていたことに關しては、ブロックがすでに指摘している。彼は、一二〇〇年頃のフランス、すなわちフィリップ・オーギスト治下のフランスでは司法會議の召集や參士官の任命さえ領主に擲られ、領主たちはただ単に上級裁判権のみならず、下級および土地裁判権をさえも独占していたとした後で、次のように述べている。「（それは）所領ごとに、領主自身にぞくするか、あるいは少なくとも領主が——彼自身か、またはその代理人によつて——組織し、招集し、指揮し、またその判決を実施させる法廷にぞくした。ゲルマン法の古い人民裁判が伯爵領法廷、ときには百人組法廷というかたちで生きのびたイギリスとはちがつて、また、十三世紀まで、君主が、少なくとも理論的には、上級司法官を直接に任命する權利をもち、したがってまた自由民の法廷が完全にはなくならなかったドイツともちがつて、フランスでは、裁判は領主の仕事であった。そして、われわれの当面している時期では、国王がそれを自分の手に取戻すための努力は、……イギリスにおけるよりもはるかにおずおずと現われはじめたにすぎない」。

ただし、中世フランスのこうした法的構造は、かならずしも領主をのみ利するとは限らない。それは対国王關係において右のような結果をもたらしたとしても、對農民關係においては別の結果をもたらす。なぜなら、「慣習の作用の主要な結果の一つは、保有地またはその住民が、いかなる法的カテゴリーに屬するにせよ、實際上是保有地をほとんど一

様に世襲化」するという結果をもたらすからである。元来は自由保有地だけがもっていた筈の保有の世襲性が、フランスでは、「保有農の全体、農奴的身分の保有農にさへ」⁽⁶⁾拡大されることになった。

「フランスでは、国王裁判の発展はイギリスにくらべてゆうに一世紀もおくれ、全く異なった途をたどった。徐々に、時々思い出したように、ここでは一つの《判例》をつけ加え、あちらではあれこれの土地の上訴をひきおこしながら、一三世紀以来、国王裁判所は領主裁判権を嚙り取っていった。プランタジネット朝の《アサイズ Assises》に比較できるような大規模の立法措置もないし、全体的視野も少なく、明確な境界線もない。領主と保有農民の間におこる訴訟は決して原則的に拒否されるようなことはない。王室役人たちは、最初から、機会さえあれば、そうした訴訟を受理することを躊躇しなかった。当然のことながら彼らはそれを地方的慣習法に従って裁くし、そうすることによってその固定化に寄与する。時としてそれは、その結果として負担を恒久化した、また乱用が先例化する場合にはそれを加重さえるものによって農民を犠牲とした。しかし、少くとも、彼らの世襲的諸権利にはきわめて大きく利益をもたらした。保有地の世襲性は判例によって強固にされ、一六世紀には完全に慣習化されたために、以後はそのことに異議を唱えることができなくなった。⁽⁷⁾」

アンドレ・ブレーズもまた、ノルマンディのある男爵領を対象としたその著書の中で、「一五世紀末に、イギリスの保有農民のほうは借地農という姿をとっているのに、他方でフランスの保有農民のほうは殆んどその保有地の《所有者》に近い」存在であった点に英仏の違いを認め、その理由を次のように説明している——「この時代になると、口伝が法律によって固定されてしまっただけに、さらにまた、領主と保有農民の紛争は次第にますます領主裁判所の管轄外に移っていただけに、それだけです（フランスの）領主は、慣習の束縛を揺り動かすことが出来なくなっていたこ

とをつけ加えよう。領主階級は、たんに経済的に弱体化されただけでなく法律的にも無力化されていることを暴露した。……ドイツやイギリスでは、領主は依然としてなお強力であり、あるいは慣習を暴力的に碎摧したり、あるいはそれを漸次に自分の利益にあうような方向に導いたりすることができた(が)、……フランスでは、領主たちにとって不幸にも、一三世紀以来、国王に荘園内の事件に介入することを許すことによって、上訴権の普遍化が聖ルイ時代の慣習的諸法規を固定化する結果をもたらし、他方でイギリスでは、荘園内の事件への国王の干渉の遅れという事情が、一五世紀に行われていた諸法規を固定化する結果をもたらした。」

かくしてわれわれは、次のようなブロックの見解の中に、イギリスとフランスとの近世農村構造を規定する諸要因をさぐりあてることができないであらうか。

「農民にとって幸いにも、フランスの領主階級はその支配力を裁判官階級にはおぼしていたが、反対に、革命以降のイギリスのジェントリーや君主制再建にいたるまでのドイツのユンカー階級が強力に保持していた他の支配諸手段、すなわち政治的な権力、大掛りな行政諸機関の自由な管理を欲していた。一七世紀以降、国王の直接の代理人である知事閣下は、——かれ自身、元来は領主層に属するものではあったが——、それぞれの州において、その職務のまさに必然の結果として裁判所の司法官たちと不断に対立していた。さらに、なによりもまず収税代行人であった知事は、領主による過度の搾取から、課税の対象としての農村共同体を保護する義務があった。より一般的には、かれは国王のためとその臣下を護持する使命をもっていた。イギリスでは、絶対主義の没落が、ジェントリーの利益のもとに、有名な《困い込み》運動の開始、技術様式の変革をもたらしたが、同時にそれは、現実には、それ自体ないしはその結果として、無数の保有農の没落ないし土地喪失をもたらした。フランスでは、類似のしかし逆の現象によって、絶対君主制の

勝利が『封建的反動』の幅を制限した。⁽⁶⁾

- (1) 小松芳喬著『イギリス農業革命の研究』、二四一頁
- (2) 小松芳喬著前出書二〇二頁
- (3) 河出書房刊『唯物史観』第四号所収、「近世の農村構造を規定するもの—イギリスの場合とフランスの場合—」。なおこの論文および本論の全体にわたって望月礼二郎「謄本保有権の近代化—イギリス土地所有法近代化の一断面—」(『社会科学研究』第十一卷第一号所収)参照のこと。
- (4) Ch. PÉTRY-DUTAILLIS, La monarchie féodale en France et en Angleterre, 1950, p. 150
- (5) Marc BLOCH, Les caractères..., p. 81-82, (邦訳書一〇九—一一〇頁)
- (6) Marc BLOCH, Les caractères..., p. 74, (邦訳書一一一頁)
- (7) Marc BLOCH, Les caractères..., p. 133, (邦訳書一八二頁)
- (8) André PLAISSE, La baronnie du Neubourg, p. 368
- (9) Marc BLOCH, Les caractères..., p. 139, (邦訳書一八八頁)

九

最後に、メテーリの飼育する家畜の所有関係について、ラヴォーおよび高橋教授とシモン・ブイヨおよびメルルとの間に若干の見解の相異があることを付記しておく。まず高橋教授の見解をみれば次の如くである。

「十六世紀のmétaierは、多数の家畜群の先頭に立ち、彼らは単独でさえその小作地の耕作に必要な経営資本としての《chapite》を全部提供しえたのみでなく、尚未発達ではあるが賃銀労働者をも使用しつつ農業経営そのものに創意的・企業的に参加したのであり、小規模〔乍ら本来の〕農業企業家としての展望を内包している。従って、この場合こ

そ、《métavage》の「折半地代」は封建地代から資本主義地代への「過渡形態」をなすものであり、かかる農民層が自主的・全面的に自由な展開を遂げるならば、そこから近代的市民的土地所有が生じえたであろう。然し乍ら、この農民層の発展は十六世紀で停滞した、と云うよりもむしろ迅速に消滅した。十七世紀に入ると経営資本としての《cheptel》を単独で提供するmétayerはも早や見出されない、一方的に全部提供する場合は常に地主側からであった。かくて、この農民層は自由な自己発展を遂げる以前に「その土地所有者が家畜及び種子の提供を余儀なくされる」ようなあのアンシャン・レジームの哀れなmétayerの方に崩れて行く。それは云うまでもなく、既に十六世紀の後半からその基動にくかの生産物地代への反転の社会的律動が、かかる農民層の自主的成長を圧倒し、その自由な自己展開を強力に阻止しつつ——イギリス・ヨークマンの場合と対照的に——近代的発展への培養基を未成熟のうちに圧潰し去ったからである。¹⁾確かに、ポワトゥ地方の分益小作農民がこの三世紀間にその境遇を悪化させたことはメルルもまた認めている。このことは前にみた「結論」において彼の強調するところであった。しかし、だからといってわれわれが、一六世紀の分益小作農民を、高橋教授のように、その経営するメテーリの耕作に必要な家畜群を単独で「全部提供」する「創意的・企業的」な小規模農業資本家であったと見做しうるかといえ、メルルおよびシモン・ブイヨの見解はそれとは違っている。まずシモン・ブイヨによるブルゴーニュの場合をみると、この地方の一六世紀末のメテーリ貸付契約書には、家畜に関する記述がない。そこには唯、牧草地に関する記載があるだけである。したがって、家畜の提供は農民側によって行われたことになるが、そのことから直ちに、したがって家畜の所有者もまた農民であったと結論することはできないのであって、「おそらく別の貸主がいたのであろう²⁾」、というのが彼の見解である。

メルルもまた、ポワトゥ地方について同じような見解を述べている。すなわち彼は、地主側だけが一方的に家畜の提

供を始める一六二五—三〇年には、同時に、貸付契約書の中に、『地主以外の者の家畜を借受けること』を借地人に禁止する条項が現われていることに注目する。つまり、一六世紀においてすでに、農民側の提供する家畜は農民のもではなかったのであって、第三者から借受けられていたのではないかというのである。「事実、一六世紀および一七世紀初めには、とりわけ分益小作農にむかって、彼らの必要とする家畜の貸付を職業とした、まぎれもない家畜銀行家が存在していた。」⁽¹⁾たとえば、有名なボルテルの曾祖父にあたるサン・ループ・シュール・ツーエの商人兼なめし皮製造業者エレヌス・アルーエ殿がそうである。一六二五年に彼が死亡した時、その資産目録はこの地方の全域にわたる多数の農民を相手とするきわめて多数の家畜賃貸契約書を含んでいた。むろん、その大部分は彼自身の所有するメテールの分益農相手のものであっただろうが、それらの証書によって明かになる三〇ものメテールが、全部彼の所有であった筈がない。サン・メークサンの商人であったジャン・デュ・メーニオン殿もまた、一六四六年に死亡した時、周辺の農民を借主とする二二通の家畜貸付証書を残している。

いやそれだけではない。「それ以外の多くのものを、そして若干はその家畜銀行家が貴族である事例をあげることとも容易である。なぜなら、少くともこの種の商業は貴族身分との抵触を伴わなかったからである。われわれは、サン・メークサン地方で、この種の事業に従事している一人の聖職者に遭遇し⁽²⁾さもする。以上が、多くの分益農が、自分でまかなえなかった家畜を入手した方法である。」

われわれは、高橋教授のように一六世紀の分益農を過度に高く評価することに慎重であらねばならない。

(1) 『近代社会成立史論』、一三六—七頁

(2) シモン・ブイヨ、前出論文二二頁

いわゆる「封建的危機」への対応

(3) メルル、前出書一七頁

(4) メルル、前出書一八頁